十一条の十七中「この款」とあるのは「この款及び租税特別措置法第六十八条の十五の三第一項（認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除）」と、「まず前条」とあるのは「まず同項の規定による控除をし、次に前条」と、同法第八十一条の十八第一項中「までに掲げる金額」とあるのは「までに掲げる金額及び租税特別措置法第六十八条の十五の三第一項（認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除）の規定により同項に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」と、同法第八十一条の二十第一項第二号中「及び租税特別措置法第六十八条の十五の三第一項（認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同法第八十一条の二十二第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）及び租税特別措置法第六十八条の十五の三第一項（認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除）」と、地方法人税法第十五条第一項中「第三号に掲げる金額」とあるのは「第三号に掲げる金額並びに租税特別措置法第六十八条の十五の三第一項の規定により同項に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の十・三に相当する金額」と、「（同法）」とあるのは「（法人税法）」とする。

5　第二項及び第三項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の十五の四第五項中「第六十八条の十一第十二項」を「第六十八条の十一第七項」に改め、「、第六十八条の十四第五項、第六十八条の十五第五項」を削り、同条第九項及び第十項中「に、同項」を「に同項」に改め、同条第十一項及び第十二項中「百分の四・四」を「百分の十・三」に改める。

第六十八条の十五の五第一項中「第六十八条の十五の三の規定の適用を受ける連結事業年度及び」を削り、「当該雇用者給与等支給増加額」の下に「（当該連結事業年度において第六十八条の十五の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特定地域基準雇用者数の合計、同条第二項に規定する地方事業所基準雇用者数の合計及び同条第三項の規定の適用に係る同条第五項第十一号に規定する地方事業所特別基準雇用者数の合計の算定の基礎となつた者に対する給与等の支給額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額）」を加え、「同条第二項」を「第六十八条の九第二項」に改め、同条第四項中「に、同項」を「に同項」に改め、同条第六項中「百分の四・四」を「百分の十・三」に改める。

第六十八条の十五の六を次のように改める。

第六十八条の十五の六　削除

第六十八条の十五の七第一項第六号中「第六十八条の十一第七項から第九項まで」を「第六十八条の十一第三項から第五項まで」に、「同条第七項」を「同条第三項」に、「同条第八項」を「同条第四項」に、「又は同条第九項」を「又は同条第五項」に改め、「（同条第十項の規定により同条第九項に規定する繰越税額控除限度超過額に加算される金額を含む。）」を削り、同項第八号中「又は第三項」を削り、「それぞれ同条第二項」を「同項」に改め、「又は同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額」を削り、同項第九号中「第六十八条の十五第二項又は第三項」を「第六十八条の十四の二第二項」に、「それぞれ同条第二項」を「同項」に改め、「又は同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額」を削り、同項第十号中「第六十八条の十五の二第二項」を「第六十八条の十五第二項」に改め、同項第十一号中「第六十八条の十五の三第一項」を「第六十八条の十五の二第一項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十一の二　第六十八条の十五の三第一項の規定　同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額

第六十八条の十五の七第一項第十四号を削り、同項第十五号を同項第十四号とし、同条第二項中「第六十八条の十五の二第二項」を「第六十八条の十五第二項」に改め、「第六十八条の十一第九項」を「第六十八条の十一第五項」に改め、「、第六十八条の十四第三項、第六十八条の十五第三項」を削り、同条第三項中「第六十八条の十一第十一項」を「第六十八条の十一第七項」に改め、「、第六十八条の十四第四項、第六十八条の十五第四項」を削り、同条第四項中「法人税額超過額」を「調整前法人税額超過額」に改め、同条第五項中「法人税額超過額」を「調整前法人税額超過額」に、「、同項」を「同項」に改める。

第六十八条の二十五を次のように改める。

第六十八条の二十五　削除

第六十八条の二十六の見出しを「（特定地域における電気通信設備の特別償却）」に改め、同条第一項中「電気通信基盤充実臨時措置法第四条第一項に規定する実施計画（）を「特定通信・放送開発事業実施円滑化法附則第四条の規定により読み替えて適用される同法第四条第一項に規定する実施計画（同法附則第五条第二項第二号に規定する地域特定電気通信設備供用事業の実施に関するものに限る。）に、「同条第一項の」を「同法附則第四条の規定により読み替えて適用される同法第四条第一項の」に、「平成二十八年五月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「第五条第一項」を「附則第四条の規定により読み替えて適用される同法第五条第一項」に、「減価償却資産（同法第二条第三項に規定する信頼性向上施設に該当するもののうち、第四十四条の五第一項に規定する電磁的記録（以下この項において「電磁的記録」という。）の保管及び電磁的記録に記録された情報の電磁的方法（同条第一項に規定する電磁的方法をいう。）による提供の事業の用に供される」を「同号に規定する特定電気通信設備（情報の円滑な流通の確保に資する」に、「減価償却資産に」を「ものに」に、「特定信頼性向上設備」を「特定電気通信設備」に、「特定信頼性向上設備を」を「特定電気通信設備を」に改め、「これを」の下に「同号に規定する総務省令で定める地域内において」を加え、「おいて、その事業の用に供した当該特定信頼性向上設備が既に保管されている電磁的記録の保全に資するものであることにつき政令で定めるところにより証明がされたとき」を削り、「特定信頼性向上設備の」を「特定電気通信設備の」に改め、同項を同条第二項とする。

第六十八条の三十一第一項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「のうち当該連結事業年度」を「で、障害者が労働に従事する事業所にあるものとして政令で定めるもののうち当該連結事業年度の指定期間内」に、「）に係る」を「以下この項において「障害者使用機械等」という。）の」に、「これらの資産」を「当該障害者使用機械等」に改め、「に当該連結親法人又はその連結子法人の連結事業年度の指定期間の月数を乗じてこれを当該連結親法人又はその連結子法人の連結事業年度の月数で除して計算した金額」を削り、同条第二項第五号中「第二条第六号」を「第六十九条」に改め、「のうち精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者」を削り、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。

第六十八条の三十四第一項中「平成二十八年三月三十一日までの間に、」を「平成二十九年三月三十一日までの間に、」に、「に次の各号に掲げるサービス付き高齢者向け賃貸住宅の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した」を「の百分の十（当該サービス付き高齢者向け賃貸住宅のうちその新築の時における同法の規定により定められている耐用年数が三十五年以上であるものについては、百分の十四）に相当する」に改め、同項各号を削る。

第六十八条の三十五第三項第一号中「第十九条の二第十項」を「第十九条の二第十一項」に改める。

第六十八条の三十六第一項中「連結子法人で、」の下に「特定総合効率化計画（）を加え、「認定を受けたもの又は同法第七条第一項に規定する確認」を「総合効率化計画のうち同条第三項各号に掲げる事項が記載されたものをいう。以下この項において同じ。）について同条第一項の認定」に、「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、「倉庫業法第二条第二項に規定する倉庫業の用に供される」を削り、「若しくは構築物のうち」を「並びに構築物のうち、」に、「流通業